

屋外広告物許可申請書 (新規・継続)

令和元年12月12日

(あて先) 大東市長

申請者 住所 大阪府大東市谷川一丁目1番1号
氏名 株式会社ショッピングダイトン
代表取締役 大東 だいとん **法人代表者印**

電話 072-000-0000(代表)

大阪府屋外広告物条例 第8条の2第1項 第1条第2条 第15条第2項 の規定により、次のとおり屋外広告物の表示(設置)の許可を申請します。

①種類	自家用 広告物 (屋上・地上) その他 (その他)	②数量(総数)	3	③総面積	50.0 m ²	④手数料	※ 記入不要(大東市で記入)
⑤	第二面で記入した広告物等の内訳と同じになるようにしてください。	⑥	ショッピングダイトン ロゴ 他	⑦	大阪外環状線(国道170号線)線	⑧	有無: <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
⑨	表示(設置)場所	大東市谷川一丁目1番1号	⑩	用途地域	第二種中高層住居専用地域	⑪	有無: <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
⑪	広告物等の所有者	住所 大阪府大東市谷川一丁目1番1号 氏名 株式会社ダイトン 代表取締役 大東 だいとん 法人代表者印	⑫	広告物等の占有者	住所 大阪府大東市谷川一丁目1番1号 氏名 株式会社ショッピングダイトン 代表取締役 大東 だいとん 法人代表者印	⑬	住所 東京都〇〇区〇〇2丁目1番3号 氏名 株式会社だいとんデザイン 代表取締役 大東 だいとん 法人代表者印
⑭	⑬に記載の管理者が大阪府の区域に住所を有しない場合、その委任を受けて直接に管理の事務を行う者	住所 大東市谷川四丁目5番6号 氏名 株式会社だいとんデザイン 大阪支店 大阪支店長 大東 まる 法人代表者印	⑮	工事施行者(屋外広告業者)	住所 大東市谷川四丁目5番6号 氏名 株式会社だいとんデザイン 大阪支店 大阪支店長 大東 まる 法人代表者印	⑯	住所 大東市谷川一丁目1番1号 氏名 株式会社ダイトン 代表取締役 大東 だいとん 法人代表者印
⑰	表示もしくは設置する場所または物件の所在(管理)者	住所 大東市谷川一丁目1番1号 氏名 株式会社ダイトン 代表取締役 大東 だいとん 法人代表者印	⑱	前回許可期間	年 月 日から 年 月 日まで	⑳	年 月 日から 年 月 日まで
申請者 ■ 委任を受けた者		大東市谷川四丁目5番6号		株式会社だいとんデザイン 大阪支店 大阪支店長 大東 まる		電話 072-000-4444	
(法人等の団体にあつては、名称および代表者の氏名)		担当: 大東さんかく					

はじめて、申請を行う場合は、「新規」に二年ごとの継続申請の場合は「継続」に○を付けてください。

広告物を表示、設置する人の名前を書いてください。法人の場合は、法人名および代表者の名前を書いてください。個人は認印でかまいませんが、法人の場合は必ず法人代表者印を押印してください。また、法人によっては支社等を置き、その支社等の代表者が申請をすることができます。その場合も、必ず支社の法人代表者印を押印してください。

該当するものに○をしてください。
第3条第1項・・・新規
第8条の2第1項・第12条・・・地域における公的な取組みのための広告物の申請・継続です。事前に市にご相談ください。
第15条第2項・・・許可(通常二年間)の満了時の継続。

「自家用」とは自らの店舗等の敷地内に、その店舗等の広告を行うために表示、設置される広告物です。「その他」とは空き地や第三者の建物の壁などに表示、設置される広告物です。広告物の名前については、屋外広告物許可申請のしおり(2ページ)をご参照ください。

広告物に照明等が付随または内蔵、およびネオン等で構成されている場合は「有」に○をつけてください。 広告物にスピーカー等が付随または内蔵されており、音楽や宣伝音声が発する場合は「有」に○をつけてください。

「大阪外環状線」、「大阪生駒線(上り)とJRとの交差点から(下り)中垣内交差点まで」が申請場所の500メートル以内に存在する場合は上記を、それ以外は直近の道路名を記入してください。分からない場合は空欄でかまいません。

許可が下りるまで工事はできません。余裕を持って申請してください。(遅くとも14開庁日前までに)また、広告物を表示、設置する工事を終えてしまった後に、申請していないことが判明した場合は、早急に市にご相談ください。

広告物の所有者を書いてください。看板の本体の持ち主です。法人の場合は法人代表者の氏名、法人代表者印の捺印が必須です。(申請者の説明を参照。)

広告面を作成・改修する権利や維持管理義務等を有するもの広告の記載内容になっている人が該当します。すなわち、自家用広告物では広告主(看板に広告上で広告されている人)、または、非自家用広告物では広告主から広告を受注し看板を設置した業者になります。いずれも、法人の場合は法人代表者の氏名、法人代表者印の捺印が必要です。(申請者の説明を参照。)

広告物を日常的に管理している人です。落下しそうでないか、ひび割れていないかなどを確認し、本社へ連絡する、または直接修理を依頼する人。法人の場合は法人代表者の氏名、法人代表者印の捺印が必要です。(申請者の説明を参照。)この記入例では屋外広告物業の登録業者が管理をしていることになっていますが、申請者が管理しても構いません。

上記の管理者が大阪府内に存在しない場合、大阪府にいる方に管理を委任することができます。委任しなくても、管理ができるのであればかまいませんので、空欄でも結構です。

一番直近に広告物の工事を行った業者について記入してください。法人の場合は法人代表者の氏名、法人代表者印の捺印が必要です。(申請者の説明を参照。)継続申請の際、許可期間内に広告物の工事を行っていない場合は、前回の業者を記入してください。その際は代表者印の捺印は不要です。しかし、許可期間内に工事をした場合は、業者に変更があってもなくても必ず捺印が必要です。

継続申請の場合、前回の許可について記入してください。ご不明な場合は、市にお尋ねください。

許可申請手数料について、納入通知書で金融機関にてお納めいただいております。納入通知書の送付先について記入してください。また、審査中に疑義や不足書類等があった際、市からご連絡する場合がございます。申請書の記入を担当された方のお名前を記入してください。

広告物等の内訳 ※別添可

No.	広告物等の種類	数量	表示面の面積					合計面積 (㎡)	表示内容
			縦 (m)	横 (m)	面積 (㎡)	高さ (m)	面数		
01	■自家用 □その他 地上広告塔	1	6.0	2.0	12.0	15.0	2	24.0	ショッピングダイソン ロゴ 鉄骨組、板金、アルミ複合版、塩ビシート加工
02	■自家用 □その他 壁面広告物	1	4.0	5.0	20.0	4.0	1	20.0	ショッピングダイソン ロゴ 食品・衣料品・安い! アルミ複合版、塩ビシート加工
03	■自家用 □その他 突出看板	1	6.0	1.0	6.0	6.0	1	6.0	ショッピングダイソン ロゴ 鉄骨組、板金、アルミ複合版、塩ビシート加工
	□自家用 □その他								
	□自家用 □その他								
	□自家用 □その他								
合計		3						50.0	

屋外広告物許可申請のしおり（2ページ）を参照に、屋外広告物の種類を記入してください。

例：裏・表・・・2面
四角い柱・・・4面
壁面・・・1面

審査の際や、継続申請の際に、屋外広告物を識別しやすいように、通し番号を付けてください。

屋外広告物許可申請のしおり（自家用は7ページ、非自家用は11ページ）を参照ください。4メートルを超えるものは屋外広告物安全点検報告書の提出が必要です。屋外広告物安全点検報告書には4種類の様式があります。該当する様式を、1つの屋外広告物について1枚提出してください。

例：15.0m 地上広告塔・・・様式第3号その3（建植広告物）
4.0m 壁面広告物・・・4mちょうどなので不要
6.0m 突出看板・・・様式第3号その4（突出看板）

このほか、様式第3号（屋上広告物）、様式第3号その2（屋上広告物）があります。

※新規申請の場合は、屋外広告物安全点検報告書の提出は不要ですが、確認申請書（工作物）の許可証の写しを添付してください。

【添付資料】

- 現況カラー写真
 - 付近見取図
 - 配置図（継続申請の場合は省略可）
 - 表示内容、形状、寸法、色彩等に関する図面（継続申請の場合は省略可）
 - 平面図 立面図 意匠図 構造図 配線図
 - 申請者が当該申請手続を代理人に委任する場合は、委任状
 - 他人が所有する場所等を利用する場合は、その承諾書等
 - ※ ただし、第1面⑩欄に記入・押印がある場合は不要
- (条例第8条の2第1項第1号に掲げる広告物または掲出物件の場合)
- 地域における公共的な取組の内容および資金計画を記載した書類
- (条例第8条の2第1項第2号に掲げる広告物または掲出物件の場合)
- 大阪府または本市が広告物等の表示または設置により得る収入をその管理する道路の維持、修繕その他の管理に要する費用の一部に充てることについて、当該広告物等の広告主が賛同する旨を記載した書面
 - 突出広告板等で、道路等の上空を占有する場合は、道路占用許可書（写）
 - 市長が必要と認める書類
 - 高さが4mを超える広告物について継続申請をする場合は、「屋外広告物安全点検報告書」（様式第3号）および点検者の資格を証する書面